

別紙

公開概要書

受付日	令和4年9月13日	回答日	令和4年9月27日	担当課	保険課
意見等の内容	<p>後期高齢者医療保険の納付書が届き金額が払える額では無く、保険課へ問い合わせたが、決まったことだから払ってもらいますとの事。なおかつ保険証には、医療費の一部負担額が3割と。</p> <p>蓄えもなく住宅ローン等の支払いも滞り、家を売却しローンの支払いに充てる。</p> <p>国税、市税、医療費負担、介護保険料、後期高齢者医療保険料、どう遣り繰りすればいいのか途方に暮れる。</p> <p>帳簿の数字だけで判断しないで、家庭の事情等も考慮し、今一度見直してほしい。</p>				
回答の内容	<p>後期高齢者医療の保険料は、「高齢者医療の確保に関する法律」及び「島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下、条例）」に基づき、前年の所得により島根県後期高齢者医療広域連合が決定します。</p> <p>保険料が高額になっている理由として、昨年、ご自宅を売却されたことによる所得額の増加があげられます。</p> <p>なお、島根県後期高齢者医療広域連合の「保険料の減免」という制度があり、条例に規定されている要件に該当になると認められれば、保険料が「減免」されます。</p> <p>市としましては、各納期での支払いが困難な場合、保険料を分割してお支払いいただくための、ご相談をお受けします。また、あなた様の状況をより詳しく理解した上で最善の対応をしたいと思っておりますので、一度ご来庁いただきますようお願い申し上げます。</p>				